

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働災害防止のための監督指導等の実施について

平成 23 年の労働災害による休業 4 日以上之死傷災害が、対前年比で増加していること等を踏まえ、労働災害防止に向けた集中的取組の実施について、平成 23 年 12 月 14 日付け基安発 1214 第 2 号「労働災害防止に向けた集中的取組の実施について」（以下「部長通達」という。）が発出されたところであるが、監督部署においても、その内容を了知するとともに、管内における労働災害の発生状況に応じて、下記に基づく取組に遺憾なきを期されたい。

記

1 平成 23 年度 [] における労働災害防止のための監督指導等について

(1) 部長通達記の 2 により指名された局

災害時監督について、対象となる事案に対して着実に実施すること。

また、労働災害の発生状況の分析結果から、年間監督指導計画の [] における各重点対象間の優先順位を踏まえつつ、災害多発業種等に属する事業場に対する監督指導等を実施すること。なお、必要に応じて年間監督指導計画の変更を行うこと。

(2) 上記 (1) 以外の局

労働災害の発生状況の分析結果から、労働災害が多発している業種や管内において災害が多発している労働基準監督署が認められる場合には、分析結果に応じた必要な監督指導等を実施すること。

(3) 全局共通

労働条件の確保を目的とするものに限らず、各種の目的のために実施する集団指導等の際には、労働災害防止に係る内容を取り入れるなど、積極的に安全衛生部署との連携を図ること。

2 平成 24 年度における労働災害防止のための監督指導等について

平成 24 年度における当該監督指導等については、別途指示する平成 24 年度の行政運営方針等によること。